

野田市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和7年6月10日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番 川 辺 茂	2 番 山 田 賢 一
4 番 齊 藤 和 夫	5 番 石 塚 正 夫
7 番 吉 岡 清 美	9 番 染 谷 美佐夫
10 番 宇佐見 稔 久	11 番 後 藤 和 久
12 番 鳩 貝 直 子	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第7号 農地使用貸借契約の解約通知について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子

議長 ただいまから令和7年第6回野田市農業委員会総会を開会します。

事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

本日は合同会議を開催いたしましたので、推進委員の方も出席していただいております。

推進委員の方も忌憚のない意見をお願いします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

9番 染谷美佐夫 委員

10番 宇佐見稔久 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆、965平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は居宅と農地を相続しましたが、この農地は接道がなく居宅からしか出入りができないことから、今回居宅を購入する方に農地も含めて売却するため。

譲受人は、譲渡人の意向もあり居宅と合わせて農地を購入しますが、家庭菜園として耕作を始めたいため、となっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は1班が担当で、6月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番、議案第3号 申請番号1番、議案第4号申請番号1番から4番については吉岡委員、議案第2号 申請番号1番、議案第4号 申請番号5番から12番については山田委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について吉岡委員から報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号1番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理された農地でした。

居宅の敷地からでない、畑に入ることができない状況でした。

1,000平方メートル以下ということもあり、家庭菜園レベルと判断しました。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆、432.36平方メートルとなっております。

転用の目的は、専用住宅用地で、息子さんが居住する隣に建設する予定です。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農地が一筆だけであり、その四方を住宅に囲まれている状況から、第3種農地であると判断されます。

給排水関係は、市道から水道管を引き込み給水し、排水については浄化槽を経由してU字溝に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリートブロックで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、16ページ議案第4号申請番号12番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書の写し及び融資証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は畑73筆、合計54,831平方メートルの農地で、物流倉庫用地として令和6年12月6日許可を受けておりました。

今回、計画変更に伴い当初事業計画者の株式会社▲▲▲▲から、●●●●会社に承継される計画となります。

当初計画の令和2年時点ではコロナ禍でありながらも、事業を進めていましたが、地元地権者との協議に時間を要し、許可が出る令和6年12月までの間に、コロナ禍の要因だけではなく、ウクライナ情勢による原油価格・資材価格の高騰と、働き方改革による人件費高騰の影響などから、今回、総合開発で行うすべての事業の採算性について再度検討したとのことです。

その結果、すべての事業で想定以上に費用を要することが判明し、その中でも■の物流倉庫開発プロジェクトの融資の実行性が難しくなったことから、物流施設開発の実績がある○○○○社に事業の承継を相談したところ、事業の遂行が可能であると判断されたことから、今回の計画変更に至ったとのことです。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号1番について報告します。

現地につきましては、昨年の6月にも現地調査を行いました。現在は森林も伐採され更地の状態です。

物流倉庫用地として申請内容が変わらず、また、許可済みということから、現地調査の結果を

踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 申請番号1番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆、合計1,047平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

先ほどの議案第3号でもご説明いたしましたが、申請地は、畑73筆、合計54,831平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による物流倉庫用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号2番について報告します。

先ほど議案第3号でもご説明いたしましたが、現地は森林も伐採され更地の状態です。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

申請内容は事業者の変更のみであり、転用目的等に変更がなく、すでに許可済みということもあり、事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、新たに融資証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、不要であることを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。13 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆、合計 1,298 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場及び駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号 3 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンス及び単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆、合計 473 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆、1,270平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水についてはアスファルト舗装にすることから、前面道路の側溝へ流す計画です。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。14 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆、664 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 6 番について報告します。

申請地は、関宿支所からおおむね 1 キロメートル以内であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロックで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認め

られます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑11筆、合計5,174.01平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による物流倉庫用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

既存の物流倉庫があり、今回転用による敷地拡張は農地で5,174.01平方メートル、農地以外で4,377.82平方メートルとなります。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、上水道が既存の敷地にある受水槽から、分岐して増築する建物へ引き込む計画です。

汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、U字溝へ放流。

雨水は敷地内に貯留槽を設置し、流量を調整しながらU字溝へ放流になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を土留めとフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書及び融資証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 8 番についてご説明いたします。

15 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆、135 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリートブロックで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆、合計 1,662 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆、合計 159 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による工場用地の一部です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、関宿支所から、おおむね 1 キロメートル以内であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

工場用地の一部のため、給排水は関係なく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 11 番についてご説明いたします。16 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆、合計 1,434 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 11 番について報告します。

農地区分と被害防除 の観点から申し上げます。

申請地は、関宿支所から、おおむね 1 キロメートル以内であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、砂利止めのパネルを設置する計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 12 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 12 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆、合計 2,890 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 4 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 申請番号1番についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和58年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成2年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和46年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成16年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成 4 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 7 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第 5 号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

18 ページをご覧ください。

野田市長より令和 7 年 5 月 28 日付けで、令和 7 年度第 3 次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第 3 項の規定により農業委員会の決定を求められています。

19 ページをご覧ください。

一括分でございますが、10 年の賃借権設定が田 1 筆、畑 3 筆 合計 4 筆 8,071 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第 6 号の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 7 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

報告事項の 1 ページから 7 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、12 件受理しております。

次に 8 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、5 件受理しております。

次に 10 ページから 13 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、15 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 14 ページから 18 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、2 件提出がありました。

次に 19 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について、2 件提出がありました。

次に 20 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農用地利用集積計画の中途解約について、2 件提出がありました。

次に 21、22 ページをご覧ください。

報告第7号 農地使用貸借契約の解約通知について、6件提出がありました。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—
特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—
これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

会長 以上で予定されたすべての会議が終了しました。これをもちまして閉会といたします。本日はありがとうございました。
(午後 3時 15分)